

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 6 月 7 日現在

機関番号：32686

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20H01435

研究課題名（和文）児童虐待の刑事法的規制に関する領域横断型研究

研究課題名（英文）Cross-disciplinary research on criminal legal regulations of child abuse

研究代表者

深町 晋也（FUKAMACHI, Shinya）

立教大学・法学部・教授

研究者番号：00335572

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 13,400,000円

研究成果の概要（和文）：家庭における問題事象は、外部からの可視性が低く、発生しても隠蔽されやすいために、継続的に生じやすくなるという性質を有するが、それが最も現れるのが児童虐待である。したがって、児童虐待に関しては、家庭の自律的判断との調整を考慮しつつ、適切に介入・保護を行い、時には制裁も必要となる。本研究は、こうした児童虐待の特性を明確化しつつ、段階的な施策を取るべきことを明らかにした。また、段階的施策の実効性を支えるバックアップとしての刑罰の意義を明らかにすべく、刑事法横断的な検討を行い、家族の再統合とその限界という観点から、児童虐待が問題となる多様な局面における刑事法のあり方について研究を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、児童虐待が問題となる多様な局面に鑑み、保護・介入・刑罰のそれぞれのどの対応が望ましいのかを明らかにしつつ、刑事的介入がなされるべき事案の明確化及び必要となる法解釈の定立を行い、「犯罪の温床」としての家庭における問題事象の解決アプローチを示した点において、大きな学術的意義が認められる。

また、こうした成果を書籍・雑誌論文・学会等のシンポジウムやワークショップ・国際講演といった多様な場において公表し、児童虐待に関する研究者や実務家に対して広く知見を共有し、あるいは国際的な知見の共有を行った点において、その社会的意義が高いものと言える。

研究成果の概要（英文）：Problematic events in the family have the characteristics of (i) low visibility from the outside, (ii) being easily concealed even when they occur, and (iii) being prone to occur continuously, the most manifestation of which is child abuse. Therefore, with regard to child abuse, it is necessary to intervene and protect appropriately, sometimes even sanctioning, while taking into account coordination with the autonomous decisions of the family. This study clarified that step-by-step measures should be taken while clarifying these characteristics of child abuse.

In addition, in order to clarify the significance of penalties as a backup to the effectiveness of staged measures, a cross-sectional examination of criminal law was conducted and research was conducted on the state of criminal law in the various phases in which child abuse is a problem from the perspective of family reunification and its limits.

研究分野：刑事法学

キーワード：児童虐待 性的虐待 身体的虐待 家族と刑法 司法面接

## 様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

本研究の研究開始当初においては、以下のような学術的背景が存在した。すなわち、児童虐待という問題が我々の社会において有するアクチュアリティの高さ、及び家庭内の犯罪又は問題事象としての児童虐待を正確に把握し、適切な法的対応を行うための方法論の必要性である。

第1点についてであるが、児童虐待として問題となる身体的虐待、心理的虐待、性的虐待及びネグレクトの児童相談所における相談対応件数は、研究開始当初の2020年までの10年間で一貫して増加傾向にあった(令和元年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料〔令和元年8月1日〕56頁)。親による子に対するこうした虐待行為は、従来は家庭内における「しつけ」の一環(あるいは「しつけ」の過剰)に過ぎないとして、社会においても問題視する意識が弱かったが、児童虐待防止法の施行以後、児童虐待は極めて深刻な社会的問題であるとの意識が強まり、前述のように相談対応件数の一貫した増加は、このような意識を反映したものと見ることができる。

その中でも、特に密行性が高く問題が表面化しにくい性的虐待については、2017年の刑法改正により監護者性交等・わいせつ罪が新設されたことで、一定の立法的対応がなされたと評価し得る。しかし、性的虐待を含む児童虐待の相談対応件数が依然として増加していることに鑑みると、児童虐待の有する問題構造を的確に分析しつつ、より直截的な刑事法的対応を行うことが求められていると言えよう。

本研究の学術的背景として挙げられる第2点は、正にこのような児童虐待という問題事象を正確に把握し、適切な法的判断枠組みに乗せるための方法論の必要性・重要性である。既に刑事法学の側からは、児童虐待それ自体を犯罪化することの可否も含めて積極的な議論がなされている。しかし、仮に犯罪化を肯定したとしてもいかなる形で処罰範囲を設定するか、また、こうした処罰規定の創設により実効的な追迫・処罰がなされる条件が存在するのかといった点は、従来さほど意識されていなかったと言えよう。こうした領域横断的な分析・検討を通じて初めて、児童虐待という問題事象に対する適切な対応が可能になるのである。

### 2. 研究の目的

本研究は、主として親によって子に対して行われる虐待について、それが「家庭」という場で行われることに着目し、こうした「犯罪の温床」としての「家庭」の構造分析を行うことを前提としている。そして、こうした分析をもとに、「家庭」が、弱者に対する犯罪又は問題事象が生じやすい場であり、かつ、いったん生じた犯罪又は問題事象が隠蔽されやすく、それゆえに継続的にそうした事象が生じやすい場である点を考慮した上で、児童虐待の抑止のために必要な法的施策を講じるための法的スキームを構築することを目的とする。

### 3. 研究の方法

本研究は、「犯罪の温床」としての家庭という場の構造分析を行うことを前提としつつ、家庭における問題事象としての児童虐待を刑事実体法によって適切に抑止・規律するための法的制度を模索し、かつ児童虐待が犯罪として刑事手続きにおいて判断される際に生じる刑事訴訟法上の問題を解決することを目的としている。したがって、からの各局面に応じた研究遂行が必要となる。

### 4. 研究成果

#### (1) 研究成果に関する概観

研究代表者に関しては、本研究により、単著1冊及び共編著書2冊を出版し、雑誌において児童虐待に関する特集を複数回オーガナイズし、児童虐待に関連する複数の論稿を執筆・公表し、学会等において児童虐待に関する分科会に参加報告及びワークショップをオーガナイズし、台湾において複数回の講演を行うなど、多角的な成果を挙げる事ができた。

また、研究分担者に関しては、複数の書籍や論文、学会のシンポジウムやワークショップ等での報告など、多様な成果を挙げる事ができた。

#### (2) 単著及び共編著書について

深町晋也『家族と刑法』(有斐閣、2021年)について

本研究の主たる成果としては、『家族と刑法』と題する単著を公刊した点が挙げられる。本書は、自律的な保護機能を有する(部分社会としての)家庭が同時に、外部からの可視性・介入可能性を低下させ、家庭内での問題事象を隠蔽し、継続しやすくさせるという性質を有することを正面から問題とした上で、「犯罪の温床」としての家庭・家族という場のあり方について、刑法

的な介入の可否やその限界を問題とするものである。

児童虐待との関連では、子に対する性的虐待（第3回・第4回）、家庭内での児童ポルノ（第5回）、家庭内での受動喫煙（第6回）、親による子の「奪い合い」（第8回・第9回）、子の遺棄・不保護（第11回）、子に対する身体的虐待（第12回）、ドイツにおける子の予防接種を巡る議論（第14回・第15回）など、広範な問題領域に対して比較法的な分析を通じつつ、日本の問題に関して一定の解決を示すものとなっている。

特に、児童虐待に特化したテーマとしては、子に対する性的虐待及び身体的虐待があり、いずれについても、児童の健全な成長・発達こそが保護法益として重要な意義を有することを示しつつ、2017年の刑法改正によって導入された監護者性交等・わいせつ罪に関する新たな解釈論の展開や、身体的虐待と子の「しつけ」に関する新たな解釈論の提示などを行っている。これらについては、別の論稿において更に詳細な検討を加えているので、その項において詳述する。

他方、児童虐待それ自体ではないものの、児童虐待との関連性が強いものとしては、家庭内における児童の受動喫煙が挙げられる。この問題に関しては、近時、条例レベルでの規制がなされており、本書においては、ドイツ語圏における児童虐待罪の規定内容を詳細に検討しつつ、「仮に我が国に「児童虐待罪」を導入するにしても、処罰対象の明確化が必要であり、例えば、児童虐待防止法第2条の「児童虐待」についても、第3号・第4号全てを犯罪化することが妥当かは、なお慎重な検討が必要であろう。また、条例において、児童の健全な心身の成長を阻害・危殆化する行為を処罰する場合にも、いかなる行為がいかなる意味で児童の健全な心身の成長を阻害・危殆化するのかといった点を明確化しなければならない。」との基本的視点（本書93頁）を定立した。それに従って、日本における児童の受動喫煙を規制する諸条例につき、主として刑事罰が規定されていない理由を検討しつつ、新たに刑事罰を規定することの可否についても詳細に論じた。

また、これらの刑事法の問題に関する民事法的な分析を、研究分担者である石綿准教授が行っている点も本書の重要な成果と言える。

樋口亮介＝深町晋也（共編著）『性犯罪規定の比較法研究』（成文堂、2020年）について

本書は、性犯罪規定に関する国際的な包括的比較研究書であり、研究代表者である深町は、樋口亮介・東京大学教授と共に本書の共編著者を担当した。深町の主たる執筆部分は、ドイツ・スイス・オーストリアにおける性犯罪規定の分析・検討、及び台湾における性犯罪規定の概観である。それらの諸法においては、いずれも児童の性犯罪が重要な問題領域として存在し、児童保護に特化した規定がある。

本書においては、そうした児童の性犯罪につき、ドイツ語圏各国における共通性及び相違点を明確化しつつ、絶対的保護年齢及び相対的保護年齢におけるそれぞれの規制のあり方を分析している。また、児童の性的虐待に関しては、親などの一定の地位にある者が児童に対して性的行為を行う場合を特に処罰する規定が存在し、そうした規定が児童の性的な健全成長を保護するものであることを明らかにした。

深町晋也＝樋口亮介＝石綿はる美（共編著）『親による子の拐取を巡る総合的研究』（日本評論社、2023年）について

本書は、児童虐待と密接に関連する、「親による子の奪い合い」と呼ばれる事案に関する広範な比較法的・沿革的な研究を基に、新たな解釈論の展開を行うものである。まず、拐取罪に関するドイツ語圏各国を含む大陸法圏、カナダを含む英米法圏、台湾及び日本の沿革における議論を詳細に分析・検討しつつ、親による子の拐取が処罰対象とされているか否か、どのような場合に処罰対象とされるのかにつき、精緻に調査・検討を行った。また、主として研究分担者である石綿准教授がこうした比較法に関する民事法的な観点からの検討を包括的に行った。

更に、こうした基礎的な分析・検討を受け、研究代表者である深町が、「親による子の奪い合い」と呼ばれる事案を主として1)共同生活離脱型及び2)別居(後)連れ去り型に分類しつつ、後者については判例・裁判例で処罰例があるものの前者については処罰例に乏しいことを分析した。そして、そのような差異につき、民事法におけるサイコロジカルペアレント論なども参照した上で、児童を客体とする拐取罪の保護法益、あるいは拐取の定義における「保護環境からの引離し」の新たな解釈を示した。

### (3) 雑誌における企画のオーガナイズ

「特集 児童に対する暴力」(刑事法ジャーナル74号〔2022年〕)について

後述の日本刑法学会第100回大会のWS「児童に対する暴力」を発展的に展開した企画として、「児童に対する暴力」という特集を、刑事法の専門誌である刑事法ジャーナル74号においてオーガナイズした。

その中で、研究代表者である深町は、論文「児童に対する性暴力 監護者性交等・わいせつ罪を中心に」を公表し、監護者性交等・わいせつ罪が2017年刑法改正で新設された後の運用状況を主として裁判例涉猟・分析を通じて明らかにし、構成要件解釈としては被害児童の性的自由・性的自己決定を中核としつつ、量刑判断を中心に被害児童の健全な成長・発達という保護法益が重要な意義を有していることを明らかにした。

「特集 児童虐待の総合的検討」(法律時報 94 巻 11 号〔2022 年〕)について

児童虐待においては、刑罰はあくまでも最終手段であり、それ以前に多様な形で児童虐待がなされる家庭・家族に対して手だてが講じられるべきである。本特集は、「児童虐待への支援・介入・刑罰」というコンセプトの下、研究分担者である久保野教授による「児童虐待への民事法的対応—親権法改正について」及び石綿准教授による「民法における体罰禁止とその課題—体罰禁止のそのあとに」により、児童虐待に関する民事法的な規律(支援・介入の枠組み)を論じつつ、刑罰権行使の段階において必要となる児童の供述という点につき、研究分担者である仲教授の「児童虐待と司法面接」により詳細な検討を行った。

また、研究代表者である深町は、こうした支援・介入によってもなお困難な事案において問題となる刑罰権行使のあり方につき、「児童虐待の刑罰的規律—児童の健全成長・発達との関係を中心に」と題する論文において詳細な検討を加え、児童に対する性的虐待や身体的虐待の問題を主として扱った。

#### (4) 児童虐待に関する論文

児童虐待に関する論文の成果としては、性的虐待、身体的虐待、ストーカー行為、それ以外に分けることができる。

##### 性的虐待

前掲の「児童に対する性暴力—監護者性交等・わいせつ罪を中心に」の他、性的虐待に関する論文としては、深町晋也「性交同意年齢の引上げを巡る諸問題」法律時報 95 巻 11 号(2023 年) 同「未成年者の同意能力について」山口厚先生古稀祝賀論文集(2023 年) 同「性犯罪と刑法」ジェンダー事典(2024 年) 同(黄士軒訳)「對於児童の性犯罪—從児童の健全成長與發達の觀點出發」月旦法学雑誌 345 号(2024 年)があり、外国法紹介としては、同「ドイツ児童性犯罪規定の改正について—ドイツ刑法典の改正(4)」刑事法ジャーナル 74 号(2022 年)が挙げられる。

これらの論稿は全て、児童の健全な成長・発達こそが児童性犯罪の保護法益として重要な位置を占めることを論じつつ、比較法的な知見に基づき、日本の児童に対する性犯罪のあり方や今後の課題について論じたものであるが、2023 年に公開された 2 つの論文は、いずれも 2023 年刑法改正において問題となった性交同意年齢の引上げに関する理論的分析をいち早く行ったものであり、先駆的業績と評価することができる。

##### 身体的虐待

前掲の「児童虐待の刑罰的規律—児童の健全成長・発達との関係を中心に」の他、身体的虐待に関連する論文としては、深町晋也「児童虐待に対する刑事的介入の限界と親の懲戒権」警察学論集 74 巻 8 号(2021 年) 同「目黒女児虐待死事件—児童虐待の刑罰的課題[東京高判令和 2.9.8]特集 ケーススタディから読み解く刑法 2021」法学セミナー 66 巻 2 号(2021 年) 同「刑法が家族の問題に関わる時」法学セミナー 66 巻 8 号(2021 年) 同「児童虐待と刑事的介入」刑法雑誌 61 巻 3 号(2022 年) 同「刑法学が社会のあり方の変容に対応するとき—これからの社会で法・法学はどのような役割を果たせるのか」法学教室 499 号(2022 年) 同「社会的相当性」法律時報 95 巻 3 号(2023 年)が挙げられる。

これらはいずれも、児童虐待がどのように刑法による規律の対象とされるべきか、その際に考慮すべき視点は何か(特に家族の再統合と刑罰付加とのバランス) 親の有する親権による正当化はどの程度なされるのか、といった問題を取り扱うものである。特に、2023 年の論文は、2022 年民法改正によって懲戒権規定が削除されたことを受けて、刑事法における今後の影響をも論じたものであり、先駆的業績と評価することができる。

また、研究分担者によるものとして、成瀬剛「虐待による頭部外傷(AHT)事件の現状と課題—正確な事実認定を目指して」研修 876 号(2021 年)がある。これは、いわゆる AHT/SBS 事件と呼ばれる乳幼児の頭部外傷事案が裁判例において数多く登場し、相当数の無罪判決が出ている現状を分析・検討しつつ、その法的課題を明確化するものである。

##### ストーカー行為

「親による子の奪い合い」と呼ばれる事象との関連では、親による子に対するつきまといという問題も重要である。こうした行為がストーカー行為等規制法による規制・処罰対象にならないのかを考察するに当たっては、比較法的な知見を基にしつつ、日本のストーカー行為等規制法に関する分析・検討が必要となる。そうした論文として、深町晋也「令和 3 年ストーカー規制法改正の意義と今後の課題(上)(下)」法律時報 94 巻 9 号・10 号(2022 年) 同「ストーカー行為規制を巡る日本と台湾の対話」岩波世界 981 号(2024 年)が挙げられる。

これらはいずれも、ストーカー行為規制においては行為者が生命・身体(人身)侵害へとエスカレートする危険(以下、エスカレート危険)こそがその中核となることを析出しつつ、比較法的見地からこうしたエスカレート危険をどのように規制するのが重要な課題となることを示している。その観点から、日本のストーカー行為等規制法における「恋愛感情等充足目的」が要件としては過大なものであることを論じている。

それ以外

「親による子の奪い合い」事案と拐取罪の成否につき、深町晋也「親による子の奪い合いと拐取罪の成否：面会交流を悪用する事案を巡る諸問題」研修 886 号(2022 年)があり、ストーカー行為規制とオンラインハラスメントについては、深町晋也「オンラインハラスメントの刑法的規律：侮辱罪の改正動向を踏まえて」法学セミナー66 巻 12 号(2021 年)及び同(黄士軒訳)「日本侮辱罪法定刑の提高與所留下的課題 關於網路騷擾的規制」月旦法学雜誌 343 号(2023 年)がある。いずれも、児童虐待それ自体ではないものの、それに関連する問題事象の刑事法的規律を論じるものである。

また、研究分担者によるものとして、矢野恵美「親密圏における暴力の犯罪化の意義とその困難さの克服方法に関する一考察(1)」琉大法学 104 号(2021 年)は、親密圏における暴力につき、DV 罪創設の可能性を検討するものである。また、児童に対する司法面接に関する成果として、仲真紀子「子どもの話を聴くための手法と実践例～司法面接の技法をいかして」家庭の法と裁判 34 号(2021 年)、同「子どもへの司法面接：国内外の動向と意義」研修 896 号(2023 年)、同「被害者からの聴取：刑事訴訟法第 321 条の 3(新設)と司法面接」罪と罰 60 巻 4 号(2023 年)があり、特に最後の論文は、2023 年刑事訴訟法改正により新設された刑訴法第 321 条の 3 に関する検討を行うものである。

#### (5) 学会等のオーガナイズ・報告、国際講演

##### 学会等のオーガナイズ・報告

研究分担者である後藤教授がオーガナイズした日本刑法学会第 99 回大会分科会(2021 年 5 月 29 日)において、研究代表者である深町は「児童虐待と刑事的介入」と題した報告を行い、児童虐待の刑法的規律のあり方及びその問題点について分析を加えた。

また、日本刑法学会第 100 回大会の第 1WS「児童に対する暴力」(2022 年 5 月 22 日)を研究代表者である深町がオーガナイズし、児童に対する暴力を巡る刑事実体法・訴訟法、刑事実務の問題を広く検討した。深町は「児童に対する性暴力」と題する報告を、研究分担者である成瀬准教授は AHT/SBS に関する報告を行った。

更に、研究代表者である深町は、第 53 回日本医事法学会研究大会第 4 ワークショップ「家族と医療」(2023 年 11 月 18 日)において、「医的侵襲行為に対する家族同意の刑法的規律」と題する報告を行った。

研究分担者である仲教授は、日本福祉心理学会第 21 回大会(2023 年 12 月 23・24 日)において、「司法面接の取組み 被害が疑われる子への事実の調査」と題する招待講演を行った。

##### 国際講演

研究代表者である深町は、2023 年度に台湾・国立政治大学に客員研究員として短期の在外研究を行った。その中で、国立政治大学において、「當身分法遇上刑法 - 雙重難題：台日法制的對話」と題するシンポジウム(2023 年 5 月 23 日)で「親による子の連れ去りを巡る刑法的課題」及び「親の懲戒権の存廃を巡る刑法的課題」と題する 2 つの講演を行い、また、同大学において、「社会的相当性の「再生」 日独の議論状況を通じて」と題する講演を行った。

いずれの講演も、日本法と台湾法、更にはドイツ法とを比較しつつ、共通する法的課題について検討を加えたものである。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計29件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 深町晋也	4. 巻 74
2. 論文標題 児童に対する性暴力 監護者性交等・わいせつ罪を中心に	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 刑事法ジャーナル	6. 最初と最後の頁 80-88
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 深町晋也	4. 巻 61(3)
2. 論文標題 児童虐待と刑事的介入	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 118-129
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 深町晋也	4. 巻 94(11)
2. 論文標題 児童虐待の刑罰的規律 - - 児童の健全成長・発達との関係を中心に	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 9-16
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 深町晋也	4. 巻 94(10)
2. 論文標題 令和3年ストーカー規制法改正の意義と今後の課題（下）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 80-87
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深町晋也	4. 巻 94(9)
2. 論文標題 令和3年ストーカー規制法改正の意義と今後の課題(上)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 97-104
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深町晋也	4. 巻 886
2. 論文標題 親による子の奪い合いと拐取罪の成否：面会交流を悪用する事案を巡る諸問題	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 研修	6. 最初と最後の頁 3-27
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石綿はる美	4. 巻 94(11)
2. 論文標題 民法における体罰禁止とその課題：体罰禁止のそのあとに	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 31-36
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 久保野恵美子	4. 巻 94(11)
2. 論文標題 児童虐待への民事法的対応 - 親権法改正について	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 23-30
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 後藤弘子	4. 巻 717
2. 論文標題 子どもと法の大転換期を迎えて 最近の立法を中心としてー	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 女性展望	6. 最初と最後の頁 21-23
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 仲真紀子	4. 巻 94(11)
2. 論文標題 児童虐待と司法面接	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 49-54
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 仲真紀子	4. 巻 896
2. 論文標題 研修	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 子どもへの司法面接：国内外の動向と意義	6. 最初と最後の頁 3-16
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深町晋也	4. 巻 94
2. 論文標題 刑事法が知的財産法にかかわるとき : 海賊版対策が刑事法学にもたらす新たな課題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 L&T	6. 最初と最後の頁 2-11
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -



1. 著者名 深町晋也	4. 巻 66 (12)
2. 論文標題 オンラインハラスメントの刑法的規律：侮辱罪の改正動向を踏まえて	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 12-19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深町晋也	4. 巻 66 (8)
2. 論文標題 刑法が家族の問題に関わる時	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 53-61
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深町晋也	4. 巻 74 (8)
2. 論文標題 児童虐待に対する刑事的介入の限界と親の懲戒権	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 警察学論集	6. 最初と最後の頁 39-76
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 成瀬剛	4. 巻 876
2. 論文標題 虐待による頭部外傷 (AHT) 事件の現状と課題 正確な事実認定を目指して	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 研修	6. 最初と最後の頁 3-14
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 矢野恵美	4. 巻 104
2. 論文標題 親密圏における暴力の犯罪化の意義と困難さの克服方法に関する一考察(1)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 琉大法学	6. 最初と最後の頁 39-56
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 仲真紀子	4. 巻 34
2. 論文標題 子どもの話を聴くための手法と実践例～司法面接の技法をいかして 第8回 第三者による性被害, 捜査機関が中心となる代表者聴取について	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 家庭の法と裁判	6. 最初と最後の頁 156-163
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深町晋也	4. 巻 66(2)
2. 論文標題 目黒女児虐待死事件：児童虐待の刑法的課題[東京高判令和2.9.8]特集 ケーススタディから読み解く刑法	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 16-22
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深町晋也	4. 巻 60(1-3)
2. 論文標題 ドイツ性刑法の終わらない改革	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 88-94
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深町晋也	4. 巻 74
2. 論文標題 ドイツ児童性犯罪規定の改正について ドイツ刑法典の改正(4)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 刑事法ジャーナル	6. 最初と最後の頁 171-187
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深町晋也	4. 巻 95(11)
2. 論文標題 性交同意年齢の引上げを巡る諸問題	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 77-83
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深町晋也	4. 巻 1
2. 論文標題 未成年者の同意能力について	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 山口厚先生古稀祝賀論文集	6. 最初と最後の頁 127-154
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深町晋也	4. 巻 1
2. 論文標題 性犯罪と刑法	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 ジェンダー事典	6. 最初と最後の頁 398-399
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石綿はる美	4. 巻 69(1)
2. 論文標題 内密出産の取り扱いに関する通知をめぐって－母子関係の成立や子の監護	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 89-97
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 久保野恵美子	4. 巻 210
2. 論文標題 懲戒権規定の削除と子の人格の尊重等－2011年改正から2022年改正へ	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法の支配	6. 最初と最後の頁 70-81
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 仲真紀子	4. 巻 60(4)
2. 論文標題 被害者からの聴取：刑事訴訟法第321条の3（新設）と司法面接	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 罪と罰	6. 最初と最後の頁 16-28
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 仲真紀子	4. 巻 896
2. 論文標題 子どもへの司法面接：国内外の動向と意義	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 研修	6. 最初と最後の頁 3-16
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 仲真紀子	4. 巻 115
2. 論文標題 録音録画による主尋問と反対尋問：英国の特別措置から	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 50-55
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計9件（うち招待講演 6件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 深町晋也
2. 発表標題 児童に対する性暴力
3. 学会等名 日本刑法学会第100回大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 成瀬剛
2. 発表標題 AHT事件の現在 事実認定の問題から手続法の問題へ
3. 学会等名 日本刑法学会第100回大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 深町晋也
2. 発表標題 児童虐待と刑事的介入
3. 学会等名 日本刑法学会第99回大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 深町晋也
2. 発表標題 医的侵襲行為に対する家族同意の刑法的規律
3. 学会等名 第53回日本医事法学会研究大会（招待講演）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 深町晋也
2. 発表標題 社会的相当性の「再生」 日独の議論状況を通じて
3. 学会等名 國立政治大学法律学院講演会（招待講演）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 仲真紀子
2. 発表標題 司法面接の取組み 被害が疑われる子への事実の調査
3. 学会等名 日本福祉心理学会第21回大会（招待講演）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 深町晋也
2. 発表標題 親の懲戒権の存廃を巡る刑法的課題（當身分法遇上刑法 - 雙重難題：台日法制的對話）
3. 学会等名 國立政治大学法律学院講演会（招待講演）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 深町晋也
2. 発表標題 親による子の連れ去りを巡る刑法的課題（當身分法遇上刑法 - 雙重難題：台日法制的對話）
3. 学会等名 國立政治大学法律学院講演会（招待講演）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 仲真紀子
2. 発表標題 シンポジウム「潜在化している被害者の声を聞き取る 司法面接の取組み」
3. 学会等名 日本被害者学会第33回学術大会（招待講演）
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計6件

1. 著者名 二宮 周平、風間 孝、海妻 径子、松木 洋人、平山 亮、永田 夏来、野沢 慎司、光本 歩、杉山 麻里子、小門 穂、山下 敏雅、三成 美保、田村 哲樹、齊藤 笑美子、矢野 恵美、谷口 洋幸、大江 洋、山田 不二子、鈴木 秀洋	4. 発行年 2022年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 390
3. 書名 家族の変容と法制度の再構築	

1. 著者名 深町 晋也	4. 発行年 2021年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 284
3. 書名 家族と刑法：家庭は犯罪の温床か？	

1. 著者名 田中 晶子、安田 裕子、上宮 愛、鈴木 聡、片岡 笑美子、根ヶ山 裕子、西脇 喜恵子、田中 周子、佐々木 真吾、仲 真紀子、丹藤 克也、松本 昇、三上 謙一	4. 発行年 2021年
2. 出版社 北大路書房	5. 総ページ数 280
3. 書名 児童虐待における司法面接と子ども支援	

1. 著者名 樋口 亮介、深町 晋也、仲道祐樹、川崎友巳、和田俊憲、佐藤陽子、佐藤拓磨、矢野恵美、松澤伸、金塚彩乃、東條明德、嶋矢貴之、張應、黄土軒	4. 発行年 2020年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 1072
3. 書名 性犯罪規定の比較法研究	

1. 著者名 種部恭子、井上摩耶子、伊藤詩織、山本潤、角崎恭子、河野美江、高瀬泉、山岸由佳、三鴨廣繁、清水恵子、北村邦夫、浜垣誠司、周藤由美子、仲真紀子、溝口史剛、金子由美子	4. 発行年 2020年
2. 出版社 新興医学出版社	5. 総ページ数 224
3. 書名 性暴力救援マニュアル	

1. 著者名 深町晋也・樋口亮介・石綿はる美	4. 発行年 2023年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 528
3. 書名 親による子の拐取を巡る総合的研究 比較法・歴史・解釈	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-



## 6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	仲 真紀子 (NAKA Makiko) (00172255)	立命館大学・OIC総合研究機構・教授  (34315)	
研究分担者	石綿 はる美 (ISHIWATA Harumi) (10547821)	一橋大学・大学院法学研究科・准教授  (12613)	
研究分担者	後藤 弘子 (GOTO Hiroko) (70234995)	千葉大学・大学院社会科学研究院・教授  (12501)	
研究分担者	久保野 恵美子 (KUBONO Emiko) (70261948)	東北大学・法学研究科・教授  (11301)	
研究分担者	矢野 恵美 (YANO Emi) (80400472)	琉球大学・法務研究科・教授  (18001)	
研究分担者	成瀬 剛 (NARUSE Go) (90466730)	東京大学・大学院法学政治学研究科(法学部)・准教授  (12601)	

## 7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

## 8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関